

氏名	御田 成顕		
学位の種類	博 士 (学術)		
学位記番号	博 乙 第 2865 号		
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	インドネシアの国立公園における違法伐採の社会構造と刑事政策的手法の有効性		
主査	筑波大学教授	農学博士	増田 美砂
副査	筑波大学教授	博士 (農学)	志賀 和人
副査	筑波大学准教授	博士 (農学)	立花 敏
副査	筑波大学准教授	博士 (学術)	平野 悠一郎
副査	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授 農学博士	吉野 邦彦

## 論 文 の 要 旨

インドネシアは世界でもっとも違法伐採が深刻な国のひとつとされ、2000年代になると、違法伐採の現場は保護区におよんだ。それに対し、国際社会では森林法執行が強調される一方、森林利用の規制強化は地域住民の生計に悪影響を与えるという指摘もなされていた。本論文の著者は、森林利用の実態や社会構造と違法伐採の関わり、また分権化後の林野制度をふまえた議論が不十分であることを指摘し、西カリマンタン州のグヌンパルン国立公園およびその周辺地域における違法伐採を対象に、インドネシアにおける違法伐採対策の課題を、森林警察制度と違法伐採をもたらす社会的要因の視点から明らかにした。

著者はまず、違法伐採従事を規定する要因を明らかにするため、グヌンパルン国立公園に隣接した村落において世帯調査を行った。その結果、違法伐採を主導する世帯は相対的に裕福であるものの、現金収入源であるゴムの市場価格の影響を受けること、また運材に従事する世帯の世帯内労働力が多いことを明らかにした。一方、国立公園内資源のアグロフォレストリーの利用と違法伐採従事の有無には関連性が見いだせなかった。すなわち、市場経済に対する家計の脆弱性が違法伐採への関与をもたらし、熟練技術が不要な作業は世帯の余剰労働力に依拠していること、また農業支援を主とする違法伐採予防策は、バッファゾーンに含まれる人口のごく一部しか対象としていないだけでなく、違法伐採抑制に貢献しない可能性が高いことが明らかになった。

次に著者は、法規や行政資料をもとに、地方政府による違法伐採対策のインセンティブが押収材の競売収益にあり、人員および予算上の制約から、林地内の伐採現場ではなく流通段階における違法材押収に偏っていることを指摘した。また地方分権化後の国と地方の役割分担の弊害として、林業省直轄下にあり、比較的人員にめぐまれている国立公園管理事務所の活動は、国立公園内における取締に特化し、地方政府の管轄下におかれるようになった保全林の管理体制が不十分であることを明らかにするとともに、違法伐採現場が、より管理体制の

脆弱な保全林へと移動するリーケージの可能性を指摘した。また 2003～2008 年にグヌンパルン国立公園内で記録された違法伐採情報の分析を通し、著者は違法伐採を次のように類型化した。すなわち、①都市部の資金提供者によって主導され、地域住民だけでなく外部から出稼ぎにきた人々が組織的に伐採を行う「大規模」、②地域住民が伐採集団を形成し、販売目的の伐採を行う「中規模」、および③地域住民が自給を目的として行ってきた「小規模」の 3 類型に区分できた。そこでグヌンパルン国立公園の変化を分析したところ、認知件数でみる限り、「大規模」は全域を席卷したのちアクセス困難な地域に限定されるようになり、最後は収束に向かったのに対し、「中・小規模」が残存していることが明らかになった。

また著者は、前述の違法伐採 3 類型に対し、天然資源レントが森林保全のインセンティブとなりうるかどうかを検討し、「小規模」であれば天然資源レントの効用が認められるため、居住圏内にある森林資源に対する権利と義務をいかに制度的に保証、かつ持続的利用へと誘導するかが課題であるとした。一方「大規模」は、許認可制度があるにもかかわらず違法に行われており、天然資源レントの観点からも森林法執行の対象とすべきであるとした。加えて「大規模」では、様々な局面に地域外の者が関与するため、地域社会をターゲットとする予防策の効果は認められない。すなわち著者は、違法材の流通段階での取締強化と、林業部門だけではなく司法、税関、運輸行政などの関連機関との協力が求められるとした。しかしそのような対策は、「大規模」と住民の生計と結びついた「中規模」を峻別できないため、予防策は「中規模」に重点をおく必要があることを指摘した。

これらの結果をもとに、著者は、インドネシアの違法伐採の生成とその対策を総括し、「伐採の対象となる森林資源」と違法伐採に従事する「動機」は常在し、保護区においては監視の効果により違法伐採が抑制される一方、保護区以外の林地においては「監視の不足」により違法伐採は継続して生起する状況にあり、とくに地方政府管轄下における「中規模」違法伐採対策が重要であることを指摘した。

## 審 査 の 要 旨

本研究は、従来の研究に不足していた現場レベルの情報を参与観察とヒアリングによって収集し、国際商品に依存する家計と余剰労働力が違法伐採従事者を生み出す要因となるという新たな知見をもたらした。加えて、多量かつ多岐にわたる行政資料を収集、読み込みを行い、法執行上の課題を明らかにするとともに、実態の即した解決策を提案している点が高く評価された。加えて、本研究における実証分析では、世帯構成や土地所有、生業形態などの 1 次データを丁寧に収集し、データベースの整備についても適切な方法が採られていると判断された。また、これらのデータの集計・分析作業も理論的に妥当であり、論旨の展開とその論証の過程も適切に行われていると評価された。

平成 30 年 2 月 9 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員の出席のもとに論文の審査及び学力の確認を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士(学術)の学位を受けるに十分な資格を有するものとして認める。